

監 査 公 表

静岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市井川財産区管理者から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和4年2月10日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	大 村 一 雄
同	佐 藤 成 子

記

令和2年度定期監査（井川財産区）

1 納入通知書の発行遅れについて〔井川支所〕

【指摘事項】

井川財産区の土地貸付収入について、当該貸付けに係る土地賃貸借契約書には貸付料の納付期限は「納付書発行から30日以内」と規定されているが、令和2年4月1日が納入通知書の起票日（調定日）とされていたにもかかわらず、納期限が同年7月31日となっていたため所管課に確認したところ、納入通知書の起票日は実際には同年6月3日であったが、日付を遡って同年4月1日付けで起票し、納付期限を同年7月31日としていたことが判明した。

これは、本来4月当初に行うべき手続を怠っていたことに加え、納付期限を「納付書発行から30日以内」と定める契約書の存在自体を認識せずに納付期限を設定したことが原因となったものである。

なお、井川財産区の土地貸付収入については、令和元年度の井川財産区に対する定期監査において土地貸付料収入の調定事務が失念されていたことを指摘し、これに対する措置として「今後の予防措置として、直ちに財産区有地の有償貸付一覧のチェックリストを作成して納付書発行日、納期限、納入日を記録するとともに、職場研修で係の全職員に周知し、事務の遺漏や遅延等がないよう共有化を進めた」と報告されていたにもかかわらず、今回も同様の不適切な事務処理が行われていたことになり、報告された措置が有効に機能していなかったことを示すものである。今後、再度不適切な事務処理が行われることがな

いよう実効性のある措置を講じられたい。

【措置の状況】

本来4月に行うべき調定及び納入通知書発行手続を怠っていた原因は、貸付料の根拠となる固定資産税評価額の照会を完了させず、放置してしまったことにあります。全10件の土地貸付物件の中には固定資産税評価額の算定を必要としない電気通信事業法に基づくものも含まれていましたが、これを認識せずに、すべての物件を算定根拠（固定資産税評価額）の対象として照会を行った後、6月になって手続の遺漏に気付き一括して調定事務を行っていました。

また、納付期限を定めた契約書の存在自体を確認せずに納付期限を設定した原因は、10件の貸付契約の納付期限が30日、2ヶ月、60日以内と契約により異なっていたにもかかわらず、全て60日以内と思い込んで事務を進めていたことにあります。

令和元年度に同様の指摘を受けた後に講じた措置が有効に機能しなかった原因は、再発防止の職場研修を実施するも原因を十分に特定しないままに遺漏防止を重要視し、係員の規範意識を高める内容に偏るのみで組織としてのチェック機能が働いていなかったことにあります。再発防止策としてチェックリストを作成するも、いつ誰がチェックするのかという役割分担を明確にしておらず、またチェックリストを決裁に添付する等の対策も実行していませんでした。令和2年度に同様の指摘を受けるに至ったのは、係員が事務手順及び制度を理解せず事務処理を行っていたこと、また、所属長、係長が組織としてのチェック機能を果たしていなかったことに起因します。

そのため、令和3年度当初に行うべき調定事務に当たっては、固定資産税評価額の照会を行うとともに、所属長、係長、係員の三者で契約書を点検し、貸付物件ごとに納期限を確認した上で納入通知書を発行しました。

また、組織としての実効性のある措置を講じるため、職場研修において、特定した原因を共有するとともに、チェックリストに納期限を追記して、その10日前までに納付状況を確認することで進捗を管理するよう改めました。併せて、チェックリストを有効に機能させるため、貸付料の算定根拠、事務進行のスケジュールを追記して、担当者が代わっても確実に事務引継ぎを行うことができるマニュアルとして再整備しました。今後も、係員はチェックリストを活用するとともに、電子スケジュールに作業期日を入力することにより、起案忘れを防止し、納付期限10日前までに納付状況を確認します。係長、所属長は、係員が電子スケジュールに入力した作業期日を確認するとともに、決裁時に添付されたチェックリストにより起案漏れ等が無いか確認を行い、納付期限10日前には、

係員に納付状況を確認して事務の進捗管理を行い、再発防止に努めます。

2 委託業務における支出負担行為伺いに添付する書類の誤りについて〔井川支所〕

【指摘事項】

区有地植林等委託業務において、事業決裁と財務会計システム上の支出負担行為伺いにそれぞれ添付されていた積算書及び予定価格調書の内容が異なっていたため所管課に確認したところ、積算額の修正に伴い変更及び差替えを行ったが、支出負担行為伺いには差替え前の積算書及び予定価格調書を添付してしまったことが判明した。

事業決裁には正しい書類が添付されていたとはいえ、支出負担行為伺いに添付されている書類は、支払を行う際に正確性・妥当性を確認するために必要なものであることを再認識すべきである。

【措置の状況】

委託業務における支出負担行為伺いに添付する書類の誤りの原因は、区有地植林等委託業務において、事業決裁後に積算額の算出誤りに気付いたため、事業決裁に添付の積算書及び予定価格調書の差替えを行いました。しかし、この事務処理には2つの問題があると考えます。一つは、決裁ラインにおいて積算額の算出誤りに気付かなかったこと、もう一つは、積算額の修正という重要な変更が生じたため、本来であれば起案し直すところ差替えを行っていたことです。

これらを踏まえて、当該指摘の所内への周知とともに、令和3年度事業から、積算資料を作成する際に、担当者以外の係員及び係長が積算基準の確認及び検算を行うことを徹底し、その旨を積算書に記載して決裁機能を強化しました。また、係長及び所属長は、事業決裁及び支出負担行為伺いの回議時に、積算額を確認・検算した旨が記載された積算書及びこれに基づいた予定価格調書が添付されているか確認することとしました。また、差替えについては、今後決裁後に誤りが発覚した際に正しい対応ができるよう、重要な変更と軽微な修正の場合における処理方法等について、静岡市文書管理規程を確認するなど文書管理の重要性について所内で周知徹底を図りました。今後、意思決定後に修正事項等が生じた場合には、係長、文書取扱主任、所属長への報告を徹底することで、組織として事務事業の進捗管理を行う体制を整えました。

3 見積執行時の予定価格調書の差替えについて〔井川支所〕

【指摘事項】

区有地植林等委託業務において、事業決裁に添付されている予定価格調書と財務会計システムの支出負担行為伺いに添付されている予定価格調書の内容が異なっていたため所管課に確認したところ、積算額の修正があったにもかかわらず修正前の積算額で予定価格調書を作成してしまい、見積執行において開封した際に誤りに気付いたため、予定価格調書を差し替えていたことが判明した。

見積参加者の見積額は修正前及び修正後のいずれの予定価格をともに下回っていたため、結果的に予定価格調書の差替えによる見積結果への影響はなかったとはいえ、一度決定した予定価格調書を開封後に差し替える行為は、見積執行の手順を無視したものであり、予定価格の秘匿性及び見積執行の公平性・透明性の確保の観点から不適切な行為である。

【措置の状況】

予定価格調書を開封後に差し替えたことの原因は、修正後の積算額による予定価格であっても見積結果に影響がないだろうという安易な考えによるもので、契約事務（見積執行の手順）を十分に理解していなかったことに加え、こうした知識・経験不足を補完する支援体制も十分に機能していなかったことにあります。予定価格の秘匿性及び見積執行の公平性・透明性の確保の観点から不適切な行為であったことを重く受け止め、知識・経験不足からなる不適切な事務処理を防止するため、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」を係員に確認するよう指示するとともに、関連法規や制度理解のための職場内研修を実施しました。

また、積算の修正による書類の差替えを防止するため、積算資料には担当者以外の係員及び係長が積算基準の確認及び検算を行ったことを資料に記載して決裁機能を強化し、所属長は、予定価格調書を作成する際には積算額の根拠資料の確認を徹底するとともに、誤りがあった場合にはすぐに報告をするということを職員に徹底しました。

今後も全職員に対して、法令を遵守した事務処理を行うよう指導を深め、再発防止に努めていきます。また、実際の契約事務に関して、不明なことや判断に窮する場合は、その都度、担当課に確認のうえ、適切に事務を進めていきます。